

平成29年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

日本ケミファ株式会社

代表取締役社長 山 口 一 城

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第85期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱いたします。
 - (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.chemiphar.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金100円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は385,672,100円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(7名)が任期満了となります。

つきましては、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やま ぐち かず しろ 山口 一 城 (昭和33年7月23日生)	昭和56年4月 株式会社第一勧業銀行入行 昭和60年4月 当社入社 昭和62年6月 取締役 平成元年6月 常務取締役 平成2年6月 代表取締役専務取締役 平成5年6月 代表取締役副社長 平成6年6月 代表取締役社長 平成13年6月 代表取締役社長 代表執行役員 平成17年5月 代表取締役社長 代表執行役員 社長(現任) <重要な兼職の状況> ジャパンソファルシム株式会社代表取締役	103,149株
[取締役候補者とした理由] 山口一城氏は、20年以上にわたり当社の代表取締役として経営を担い、経営に関する高い見識と豊富な経験・人脈を有しております。平成12年より独特の成長戦略として「ジェネリック医薬品事業」、「ウラリットを核にした高尿酸血症領域」、「自社開発創薬」から成る「3つのミッション」を掲げ、足元で拡大するジェネリック医薬品市場に対応することで会社再建を果たし、さらに、その先の継続的な成長を見据えた事業の布石を打つなど、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップを発揮して経営を統括することで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	くつわ だ まさ のり 轡田 雅 則 (昭和30年6月3日生)	昭和53年4月 株式会社三井銀行入行 平成18年4月 当社入社 総務部長 平成19年5月 執行役員 薬事管理室担当兼総務部長 平成21年6月 取締役 執行役員 法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当兼総務部長 平成25年4月 取締役 常務執行役員 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当 平成27年4月 取締役 専務執行役員 経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当 平成29年4月 取締役 専務執行役員 経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当(現任)	4,097株
[取締役候補者とした理由] 轡田雅則氏は、金融機関を経て当社に入社し、以後、リスク管理、法令等遵守、総務、薬事管理、海外事業部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、平成21年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、海外展開に関してベトナム工場の建設・立ち上げを推進しており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。			
3	こ やま つよし 小山 剛 (昭和28年12月18日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年1月 営業企画・推進部長兼調剤薬局推進部長 平成19年4月 医薬営業本部副本部長 平成19年5月 執行役員 医薬営業本部長 平成23年6月 取締役 執行役員 医薬営業本部長 平成25年4月 取締役 常務執行役員 医薬営業本部・購買・物流センター担当 平成27年4月 取締役 常務執行役員 医薬営業本部・購買・物流センター・臨床検査薬事業部担当(現任)	3,334株
[取締役候補者とした理由] 小山剛氏は、これまで営業、購買物流、臨床検査薬事業部門の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、平成23年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、医薬営業戦略の策定・推進や購買物流業務の効率化・適正化等に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	やま かわ とみ お 山 川 富 雄 (昭和29年6月7日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年10月 研究所長 平成19年5月 執行役員 創薬研究所長 平成24年6月 取締役 執行役員 創薬研究所長 平成27年4月 取締役 執行役員 開発企画部担当兼創薬研究所長 平成29年4月 取締役 常務執行役員 開発企画部担当兼創薬研究所長 (現任)	2,561株
[取締役候補者とした理由] 山川富雄氏は、これまで創薬研究や医薬品開発部門の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、平成24年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、自社開発創薬を着実に進展させており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。			
5	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀 (昭和42年10月20日生)	平成3年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成14年11月 KPMGヘルスケアジャパン株式会社入社 平成17年4月 当社入社 平成19年10月 総合企画室長 平成20年7月 執行役員 広報室担当兼経営企画部長 平成24年6月 取締役 執行役員 管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社化合物安全性研究所取締役	1,850株
[取締役候補者とした理由] 安本昌秀氏は、金融機関やヘルスケア事業に関するコンサルティング会社を経て当社に入社し、以後、経営企画、経理財務、広報部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、平成24年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、当社グループの経営戦略の策定・推進に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	はたけ だ やすし 畑 田 康 (昭和31年6月9日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年10月 GE開発部長 平成22年4月 執行役員 GE開発部長 平成27年4月 執行役員 マーケティング部担当兼GE開発部長 平成27年6月 取締役 執行役員 マーケティング部担当兼GE開発部長(現任) <重要な兼職の状況> ジャパンソファルシム株式会社取締役	1,739株
[取締役候補者とした理由] 畑田康氏は、これまでジェネリック医薬品開発、マーケティング、営業部門の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、平成27年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、ジェネリック医薬品事業に関して、開発の迅速化・効率化と競争優位性を持つ製品の開発体制構築を推し進めており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することができるかと判断し、取締役候補者いたしました。			
7	はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠 (昭和23年2月18日生)	昭和46年7月 日本鋼管株式会社入社 昭和48年2月 同社退社 昭和56年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属)篠崎芳明法律事務所入所 平成元年4月 千代田区建築審査会委員 平成3年1月 松枝飯島畠山藤原法律事務所パートナー弁護士 平成17年8月 東京公園法律事務所開設(現在に至る) 平成20年6月 マックス株式会社社外監査役 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成28年6月 マックス株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) <重要な兼職の状況> 弁護士 マックス株式会社社外取締役(監査等委員)	0株
[社外取締役候補者とした理由] 畠山正誠氏は、弁護士として培われた法令に関する専門知識と経験及び他社での社外役員としての経験を有し、客観的立場から当社の経営を監督することが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、畠山正誠氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	※ はら だ ゆう じ 原 田 裕 司 (昭和26年9月20日生)	昭和49年4月 株式会社住友銀行入行 平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 国際統括部長 平成16年4月 同行執行役員国際統括部長退任 平成16年4月 株式会社日本総合研究所常務執行役員 平成19年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成20年3月 同社取締役兼専務執行役員退任 平成20年4月 マツダ株式会社常務執行役員 平成20年11月 同社専務執行役員 平成21年6月 同社取締役専務執行役員(平成29年6月退任予定)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 原田裕司氏は、金融機関やメーカー等において経営に携わり、海外事業に関する業務経験も豊富なことから、これらの経験や知識に基づき実践的な視点から当社経営に対し助言することが期待でき、また、当社に対する独立性を有しており、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が期待できることから、新たに社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者である畠山正誠氏及び原田裕司氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、畠山正誠氏につきましては、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。また、新任社外取締役候補者の原田裕司氏につきましても、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は8頁に記載のとおりです。
4. 畠山正誠氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。そして、畠山正誠氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案が原案のとおり承認された場合には、当社は原田裕司氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
6. 上記株式数は、平成29年3月31日現在の株式数に、平成29年4月30日現在の持株会における保有持分を加算しております。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者³又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成⁵を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主⁷又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹

* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む

* 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者

* 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者

* 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）

* 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう

* 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう

* 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう

* 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所⁹に所属する者のうち公認会計士、法律事務所⁹に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

* 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

第3号議案 社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、本定時株主総会終結の時をもって社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを、平成29年5月18日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、在任中の社外取締役1名及び社外監査役2名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

また、贈呈の時期は、各社外取締役及び社外監査役の退任時といたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の方法等につきましては、社外取締役については取締役会に、社外監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる社外取締役及び社外監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠	平成22年6月 当社社外取締役（現任）
たか はし つよし 高 橋 剛	平成18年6月 当社社外監査役（現任）
しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	平成20年6月 当社社外監査役（現任）

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値向上を意識した経営の推進を図ることを目的に、第79回定時株主総会（平成23年6月29日）において取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として年額1,000万円以内で新株予約権を付与することにつきましてご承認をいただいております。今般、この目的をさらに推し進め、当社の株価と取締役の受ける利益が連動する株式報酬の割合を高めるため、上記の報酬枠に代わるものとして、取締役（社外取締役を除く）に対し、年額2,000万円以内でストック・オプションとしての新株予約権を報酬として発行することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

株式報酬につきましては、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」において、取締役の報酬は、中長期的な業績や潜在的风险を反映させ、企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能させるため、株式報酬の割合を適切に設定すべきであるとされており、今回の報酬枠の拡大はこの考えに沿ったものです。

なお、当社取締役の報酬額は、第59回定時株主総会（平成3年6月27日）において月額2,700万円以内とご承認いただいておりますが、本議案はかかる報酬枠とは別枠でご承認をお願いするものであります。また、当社は、これまで、ストック・オプションとしての新株予約権の付与について、保守的な観点から有利発行に該当するとの前提のもと、付与する都度、株主総会決議によるご承認をいただいておりますが、会社法下においては、付与対象者から新株予約権の公正価値に見合う便益が提供されていれば有利発行には該当しないとの見解が有力であることから、他社動向等も踏まえ、今後は、有利発行には該当しないとの前提のもと、取締役会決議によりストック・オプションとしての新株予約権を発行させていただく方針です。

現在の当社取締役員数（社外取締役を除く）は6名であります。第2号議案が原案どおり承認可決された場合も同様となります。

1. 取締役の報酬として新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、株主価値向上を意識した経営の一層の推進を図ることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の総数

各事業年度において、200個を新株予約権の数の上限とします。

② 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度において、当社普通株式20,000株を上限とします（新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は100株とします）。

なお、本定時株主総会における決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合等、上記対象株式数を変更することが適切な場合、当社は必要と認める調整を行うものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という）に③に定める本新株予約権1個につき交付される当社普通株式の数（対象株式数）を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げることとします。

ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合等、上記行使価額を変更することが適切な場合、当社は必要と認める調整を行うものとします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の翌日から2年を経過した日より8年以内とします。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとします。

⑦ 新株予約権の行使の条件

当社又は当社子会社の役員若しくは従業員の地位をいずれも失った場合（任期満了又は定年による場合は除く）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。

⑧ その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定します。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場	神田明神 明神会館
所 在 地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電 話 03 (3254) 0753
最 寄 駅	J R 中央線・総武線 御茶ノ水駅（聖橋口） 徒歩5分 山手線・京浜東北線 秋葉原駅（電気街口） 徒歩7分 東 京 丸ノ内線 御茶ノ水駅 徒歩5分 銀座線 末広町駅 徒歩5分 メトロ 千代田線 新御茶ノ水駅 徒歩5分 日比谷線 秋葉原駅 徒歩7分 首都圏新 つくばエクスプレス 秋葉原駅（出口A3） 都市鉄道
お 願 い	駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。

